

福井県報

第 2919 号
平成 30 年
5 月 1 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(七件・県立病院)……………一
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(産業政策課)……………二
- 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………三
- 土地改良区の役員の就任(同)……………三
- 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………三
- 土地改良区の役員の就任(同)……………三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(土木管理課)……………三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(警察本部交通規制課)……………三
- 選挙管理委員会告示
 - 政治活動のために寄附を受け、または支出することができなくなった政治団体の名称等の公表(四三)……………五
 - 政治団体の設立の届出(四四)……………六
 - 政治団体の届出事項の異動に係る届出(四五)……………六
 - 政治団体の解散の届出(四六)……………八
 - 資金管理団体の届出事項の異動に係

る届出(四七)……………八

○ 平成二十八年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表の訂正(四八)……………八

○ 個人演説会等の施設の指定の取り消し(四九)……………九

※公職選挙運動管理規定の一部を改正する告示(五〇)……………九

公安委員会告示

○ 警備業法第二十三条第一項の規定による検定の実施(六〇・生活環境課)……………九

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年5月1日

福井県知事 西川 一誠

- 1 落札に係る物品等の名称および数量
生体情報監視システムの購入および保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称
および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービ

ス室

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

落札者を決定した日
平成30年4月3日

落札者の名称および住所
株式会社ニクス

福井県福井市問屋町4丁目901

落札金額
104,760,000円

契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

規則第4条の規定による公告を行った日
平成30年2月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年5月1日

福井県知事 西川 一誠

- 1 落札に係る物品等の名称および数量
内視鏡・超音波画像管理システムの購入および保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称
および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービ

ス室

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

落札者を決定した日
平成30年3月30日

落札者の名称および住所
富士医療器株式会社福井支店

福井県福井市新保3丁目2302

落札金額
170,748,000円

契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
平成30年2月16日
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。
- 平成30年5月1日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
全身用コンピュータ断層撮影装置(64列CT) 保守業務委託 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称
および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービ

3	福井県福井市四ツ井2丁目8-1 落札者を決定した日 平成30年3月26日
4	落札者の名称および住所 丸文通商株式会社福井支店 福井県福井市和田中2丁目907
5	落札金額 3,715,200円
6	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7	規則第4条の規定による公告を行った日 平成30年2月9日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

1	福井県知事 西川 一誠 落札に係る特定職務の名称および数量 全身用超伝導型磁気共鳴断層撮影装置（MRI）保守業務委託 一式
2	契約に関する事務を担当する部局の名称 および所在地 福井県立病院経営管理課利用環境サービ ス室
3	福井県福井市四ツ井2丁目8-1 落札者を決定した日 平成30年3月26日
4	落札者の名称および住所 株式会社ミタス 福井県福井市間屋町4丁目901
5	落札金額 44,928,000円
6	契約の相手方を決定した手続

7	一般競争入札 規則第4条の規定による公告を行った日 平成30年2月9日
---	---

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

1	福井県知事 西川 一誠 落札に係る特定職務の名称および数量 頭頸部アングロ装置保守業務委託 一式
2	契約に関する事務を担当する部局の名称 および所在地 福井県立病院経営管理課利用環境サービ ス室
3	福井県福井市四ツ井2丁目8-1 落札者を決定した日 平成30年3月26日
4	落札者の名称および住所 株式会社ミタス 福井県福井市間屋町4丁目901
5	落札金額 1,198,800円
6	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7	規則第4条の規定による公告を行った日 平成30年2月9日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

1	平成30年5月1日 福井県知事 西川 一誠 落札に係る特定職務の名称および数量 心アングロ装置保守業務委託 一式
2	契約に関する事務を担当する部局の名称 および所在地 福井県立病院経営管理課利用環境サービ ス室
3	福井県福井市四ツ井2丁目8-1 落札者を決定した日 平成30年3月26日
4	落札者の名称および住所 株式会社ミタス 福井県福井市間屋町4丁目901
5	落札金額 1,188,000円
6	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7	規則第4条の規定による公告を行った日 平成30年2月9日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

1	福井県知事 西川 一誠 落札に係る特定職務の名称および数量 腹部血管CT装置保守業務委託 一式
2	契約に関する事務を担当する部局の名称 および所在地 福井県立病院経営管理課利用環境サービ ス室
3	福井県福井市四ツ井2丁目8-1 落札者を決定した日

平成30年3月26日

4	落札者の名称および住所 株式会社ミタス 福井県福井市間屋町4丁目901
5	落札金額 1,460,160円
6	契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7	規則第4条の規定による公告を行った日 平成30年2月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成30年5月1日

1	福井県知事 西川 一誠 大規模小売店舗の名称および所在地 ハニー-BigBellyMarket芦原 あわら市舟津46-30-1
2	大規模小売店舗を設置する者の氏名また は名称および住所ならびに法人にあっては 代表者の氏名 株式会社ながすぎ 代表取締役社長 永杉 宏之 鯖江市小黒町1丁目15-23
3	変更した事項 大規模小売店舗の名称 （変更前）ハニーBigMart芦原店 （変更後）ハニーBigBellyMarket芦原

4	変更の年月日 平成30年4月16日	変更する理由 店舗リニューアルによる名称の変更のため
5	届出のあった日 平成30年4月16日	届出の縦覧場所 福井県産業労働部産業政策課
6	届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 福井市大手3丁目17番1号 (2) あわら市市姫3丁目1-1	あわら市経済産業部観光商工課
7	届出の縦覧期間 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで	福井県知事 西川 一誠
8	意見書の提出先 福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部産業政策課	福井県知事 西川 一誠
9	芦原土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成30年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。 平成30年5月1日	福井県知事 西川 一誠

道永 義治	あわら市井江渡19-39-1
竹内 勉	あわら市横垣11-28
竹内 和之	あわら市重義24-1
姉崎 晴美	あわら市田中々23-2
近藤 清美	あわら市布目3-37
齋藤 壽三雄	あわら市宮前6-9
橋 嘉宏	あわら市番田25-52
坂井 幹夫	あわら市牛山14-8
梶川 憲之	あわら市重義23-28
芦原土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成30年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。 平成30年5月1日	福井県知事 西川 一誠
川崎 正規	あわら市横江十葉25-25
奥野 實	あわら市二面21-11
橋 則雄	あわら市番田25-51
北出 重雄	あわら市舟津22-19-1
扇田 賢了	あわら市牛山41-25
近藤 源一郎	坂井市三国町池上23-5
竹内 軍治	あわら市国影5-3
佐々木信孝	あわら市井江渡19-18
竹内 和之	あわら市重義24-1
橋本 哲郎	あわら市田中々33-9
近藤 清美	あわら市布目3-37
齋藤 壽三雄	あわら市宮前6-9
中橋 憲治	あわら市田中々22-4
橋向 貞一	あわら市二面3-710-2
坪川 要一郎	あわら市国影7-4
武生広瀬土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成30年3月31	福井県知事 西川 一誠

日	に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。 平成30年5月1日	福井県知事 西川 一誠
役員名	氏 名	住 所
安井 清美	久雄	越前市広瀬町77-45
北川 和男	和男	越前市広瀬町78-46
西出 明彦	明彦	越前市広瀬町71-9
中西 達雄	達雄	越前市広瀬町125-1
角 裕幸	裕幸	越前市広瀬町125-4
内山 利信	利信	越前市池ノ上町65-17
山口 孝	孝	越前市池ノ上町65-32
大西 純生	純生	越前市池ノ上町29-8
田中 敏幸	敏幸	越前市広瀬町78-27
棚田 石山	義栄	越前市池ノ上町6-8
武生広瀬土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成30年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。 平成30年5月1日	福井県知事 西川 一誠	
役員名	氏 名	住 所
西出 和男	和男	越前市広瀬町71-9
北川 久雄	久雄	越前市広瀬町78-46
山西 実	実	越前市広瀬町71-12
棚田 敏幸	敏幸	越前市広瀬町101-11
垣内 秀志	秀志	越前市広瀬町121-18
庭本 良一	良一	越前市広瀬町108-25
山口 孝	孝	越前市池ノ上町65-32
大西 純生	純生	越前市池ノ上町29-8
前田 耕一	耕一	越前市池ノ上町67-39
川上 晴男	晴男	越前市広瀬町193-73
福岡 英夫	英夫	越前市広瀬町153-40

内山 利信	越前市池ノ上町65-17
政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第13条第1項の規定により、次の通り公示する。 平成30年5月1日	福井県知事 西川 一誠
1	随意契約に係る特定役務の名称 電子調達システム維持管理業務委託
2	契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 福井県土木部土木管理課
3	福井県福井市大手3丁目17番1号 随意契約の相手方を決定した日 平成30年4月2日
4	随意契約の相手方の名称および住所 富士通株式会社福井支店
5	福井県福井市毛矢1丁目10番1号 随意契約に係る契約金額 54,885,600円
6	契約の相手方を決定した手続 随意契約
7	随意契約理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号に該当するため。
政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。 平成30年5月1日	

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達（賃貸借および保守委託業務契約）をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

交通管制システム上位装置（長期継続契約）一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部交通管制センター

(4) 契約期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日までの60か月

ただし、契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合は、この契約を解除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の審査申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154

号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくはは積極的

に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部交通部交通規制課管制係

電話 0776-22-2880（内線5186）

(2) 入札説明書等の交付期間

平成30年5月1日（火）から平成30年5月15日（火）まで（福井県の休日を含め、平成元元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行

うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公表する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書（別記様式第2号））に、入札参加資格を有することを証明する資料その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間
平成30年5月1日（火）午前9時から平成30年5月15日（火）午後5時まで

(2) 提出先
4(1)と同様とする。

(3) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができる者（以下「電子入札者」という。）

電子入札システムを使用して送信すること。（ただし、入札参加資格確認資料については、申請書等の提出期間内に持参または配達記録の残る書留郵便（提出締切日時までに必着）による提出を可能とする。）

なお、申請書の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカード

は、電子署名および認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札者
持参または配達記録の残る書留郵便（提出締切日時までに必着）により提出すること。

6 入札書の提出方法、提出期間

(1) 入札書の提出方法
5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間
平成30年6月11日(月)午前8時30分から午後5時までと平成30年6月12日(火)午前8時30分から午後4時までの2日間

(3) 紙入札者に係る入札書の提出方法等

ア 入札書の提出方法
入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札書の提出期間内に持参して提出すること。
なお、電報または電送による入札書の提出は、認めない。

イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限等

(ア) 提出期限
平成30年6月12日(火)午後4時（この期限までに必ず到着させること。）

(イ) 提出方法
簡易書留郵便による。

(ウ) 提出先

〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部警務部会計課用度係

7 開札の日時および場所

(1) 日時
平成30年6月13日(水)午前10時

(2) 場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部4階 入札室

8 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、契約期間の月数である60を乗じて得た金額をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった月額108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額の内訳として、賃借料および委託料の相当額を記載した入札内訳書を添付すること。

9 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則(昭和39年福井県規

則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(ア) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期
福井県の休日を含め定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務事務第三グループ
電話 0776-20-0253
11 Summary
(1) Nature and quantity of the service to be required
A lease, set up and maintenance of traffic control computer system
(2) Delivery Place
3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture
Trafic control center, Fukui prefectural police headquarter
(3) Date, time of bidding
10:00 am., June 13th, 2018
(4) Period of contract
From March 1st, 2019 to February 29th, 2024
(5) Contract point for the notice
Accounting Division, Fukui prefectural police headquarter
3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8515 Japan
TEL 0776-22-2880 (extension 2221)

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第43号
次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成30年4月3日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、または支出をすることができない団体となつたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。
平成30年5月1日
福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
勝山再生の会	島田 典幸	白崎 由浩	勝山市北郷町西妙金島4-4
榊原光賀後援会	榊原 光賀	北田 将平	福井市西学園1-102-1
青少年育成塾北陸正道館(秋月道場)	伊藤 健吉	伊藤 健吉	坂井市三国町神明3-3-18
政治結社愛国神の軍隊大日本共闘勇義団大隊本部	伊藤 健吉	伊藤 健吉	坂井市三国町神明3-3-18
全国麻薬撲滅勇志大連合	伊藤 健吉	伊藤 健吉	坂井市三国町神明3-3-18
高田よしのり後援会	高田 義紀	高田 亜希	鯖江市幸町2-6-12-1

福井県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月1日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
平成30年3月16日	松本よしひご後援会	松本 嘉彦	松本 嘉彦	大野市中保24-18-6
平成30年3月22日	近藤哲行後援会	金森 孝二	松村 尚美	坂井市三国町寛善2-4-31
平成30年3月30日	高橋こうすけ後援会	木村 治一	高橋 京	南条郡南越前町東大道12-16-15
平成30年4月6日	大浦和博後援会	大浦 雅己	佐武 克則	南条郡南越前町糠101-31
平成30年4月10日	しろの庄一後援会	小山 喜一	川崎 繁之	南条郡南越前町湯尾89-5

福井県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月1日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成29年4月11日	坂本豊後援会	渡辺 毅	会計責任者 田辺 幸男		武長 伸夫
平成29年5月13日	日本司法書士政治連盟福井会	中川 國基	主たる事務所の所在地 福井市下馬2-314	福井市大寺3-15-12 フェニックスビル5階	
平成29年5月27日	日本行政書士政治連盟福井県支部	坪川 貞子	代表者 坪川 貞子	中川 國基	増田 健治 山下 寛
平成29年7月12日	富永よしお後援会	森見 武	代表者 森見 武		孫野 二郎
平成29年10月11日	自由民主党小浜市支部	吉田 一夫	主たる事務所の所在地 小浜市下田26-14 会計責任者 吉岡 信夫		小浜市府中26-7 池田 禎夫
平成29年12月11日	吉村美幸後援会	西出 孝雄	代表者 西出 孝雄		棚田 武
平成30年2月11日	小幡のりひと後援会	平木 克幸	代表者 平木 克幸		江川 雅也
平成30年2月10日	つじ一憲後援会	福田 修治	代表者 福田 修治		玉村 和夫
平成30年3月10日	南川直人後援会	松江 輝雄	主たる事務所の所在地 坂井市丸岡町霞町3-20 代表者 松江 輝雄	坂井市丸岡町霞町3-20 福所 16-21-1	坂井市丸岡町一本田 福所 16-21-1 武川 成年
平成30年3月10日	美山地区西川一誠後援会	山田 甚二郎	主たる事務所の所在地 福井市奈良瀬町9-27 代表者 山田 甚二郎		福井市市波町13-8 山口 英生
平成30年3月27日	長田光広後援会	長田 光広	主たる事務所の所在地 福井市下森田本町3-5		福井市八重巻町14-22
平成30年4月11日	西畑ちさよ後援会	高嶋 澄江	会計責任者 西畑 雄治		吉村 とよ子
平成30年4月11日	吉田けいぞう後援会	谷野 慎一	主たる事務所の所在地 越前市妙法寺町23-5-1		越前市西尾町16-21-18
平成30年4月13日	稲田朋美旭地区後援会	町井 廣	会計責任者 水野 新一		宗京 順
平成30年4月13日	稲田朋美岡保地区後援会	林 世治	会計責任者 穴田 幸一		渡辺 幸雄

平成30年 4月13日	稲田朋美森田地区後援会	畑 正典	主たる事務所の所在地	福井市下森田本町3-5	福井市上野本町21-57-2
			代表者	畑 正典	南谷 義文
			会計責任者	鷲田 智志	小寺 恒男
平成30年 4月13日	「ともみ組」青年隊	板倉 雄一	代表者	板倉 雄一	山田 直樹

福井県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月1日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
平成29年12月16日	山崎正昭清明地区後援会	酒井 郷衛
平成29年12月31日	鈴木文夫後援会	上坂 孝紀
平成30年3月28日	杉田剛後援会	矢野 博

福井県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月1日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成30年 3月27日	長田 光広	長田光広後援会	主たる事務所の所在地	福井市下森田本町3-5	福井市八重巻町14-22

福井県選挙管理委員会告示第48号

平成28年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成29年福井県選挙管理委員会告示第106号）の一部を次のように改正する。

平成30年5月1日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

〔その他の政治団体〕の福井県土地家屋調査士政治連盟の項中

「 1 収入総額	2,439,094
前年繰越額	1,809,410
本年収入額	629,684
2 支出総額	693,636 を
翌年への繰越額	1,745,458
3 本年収入の内訳	
4 個人の党費・会費	629,500 (107名) 」

「 1 収入総額	2,448,594
前年繰越額	1,809,410
本年収入額	639,184
2 支出総額	693,636 に改
3 翌年への繰越額	1,754,958
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費	639,000 (107名) 」

福井県選挙管理委員会告示第49号

坂井市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定を取り消した旨の通知があったので、次のとおり告示する。

平成30年5月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

施設の名称	施設の所在地	取消年月日
坂井市春江女性 の家	坂井市春江町江 留上昭和4-5	平成30年4月1日

福井県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成三十年五月一日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示

公職選挙運動管理規程（昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「参議院選挙区選出議員または福井県知事の選挙」を「参議院選挙区選出議員の選挙または県の選挙」に、「および第三号」を「、第三号および第四号」に、「はる」を「貼る」に改める。

第五条の二第一項中「はる」を「貼る」に改め、同条第二項中「もしくは第三号」を「第三号もしくは第四号」に改める。

第五号様式の二その一備考1および第五号様式の三その一備考1中「参議院選挙区選出議員」の次に「、福井県議会議員」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の公職選挙運動管理規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年5月1日

福井県公安委員会

委員長 有馬 義一

1 検定の区分、実施日、時間および場所

- (1) 検定の区分、実施日および時間
- ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務 1 級	平成30年8月3日 (金)	午前10時から
雑踏警備業務 2 級		午前11時30分まで 午後1時30分から 午後3時まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務 1 級	平成30年9月6日 (木)	午後1時から
雑踏警備業務 2 級		午後5時まで
雑踏警備業務 2 級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号
福井県警察本部地下 1 階 B 1 0 2 会
議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第 2 号 1 番地 1
福井県警察本部交通部運転免許課丹
南分室

2 定員

各 20 人

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務 2 級

福井県内に住所を有する者または福井
県内の営業所に所属する警備員

(2) 雑踏警備業務 1 級

(1)に該当する者であつて、次のいずれ
かに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種
別について 2 級の検定に係る合格証明
書の交付を受けている者であつて、当
該合格証明書の交付を受けた後、当該
種別の警備業務に従事した期間が 1 年
以上ある者

イ 福井県公安委員会がアに掲げる者と
同等以上の知識および能力を有すると
認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に
対しては、実技試験は行わない。

(1) 雑踏警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等
の事故が発生した場合における応急
の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等
の事故が発生した場合における応急
の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等
の事故が発生した場合における応急
の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等
の事故が発生した場合における応急
の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

平成 3 0 年 7 月 2 日 (月) から同年 7
月 6 日 (金) までの午前 9 時から午後 5
時まで

ただし、定員になり次第受付を終了す
る。

(2) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者 (以下「検定
申請者」という。)の住所地または検定
申請者の属する営業所の所在地を管轄す
る警察署

なお、原則として本人が直接申請する
こととし、郵送や代理人による申請は認
めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1 通

イ 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無
帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 セ
ンチメートル、横 2. 4 センチメート
ルの写真で、その裏面に氏名および撮
影年月日を記載したもの) 2 葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察
署に申請する者にあつては、その者の
住所地を陳明する書面 1 通

エ 警備員でその者が属する営業所の所
在地を管轄する警察署に申請する者に
あつては、その者が当該営業所に属す
ることを疎明する書面 1 通

オ 3(2)アに該当する者にあつては、検
定を受けようとする警備業務の種別に
ついて 2 級の検定に係る合格証明書の
写しおよび当該合格証明書の交付を受
けた後当該業務に従事した期間が 1 年
以上であることを疎明する書面 各 1
通

カ 3(2)イに該当する者にあつては、1

級検定受検資格認定書 1通

(4) 受検手数料

13,000円に相当する福井県証紙により納入するものとし、検定申請書提出時に提出すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

・ 筆記用具

イ 実技試験

・ 筆記用具

・ 雨具

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活環境課

電話0776-22-2880(内線3

192、3187) または各警察署生活安

全課(係)

平成三十年五月一日印
平成三十年五月一日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七

福井県
株竹下印刷所

☎三三三二番